

## 第5号議案 規約改定並びに名称変更の件（第25期総会にて決定）

### 第1章 規約改定の論議を始めよう

#### (1) 規約改定の目的

- ① 30周年・25周年を機に目的や組織のあり方を論議し、規約を運動の到達と方向にふさわしく改定する。
- ② 地域連絡会の手本となるように必要な項目の追加や不要部分の削除を行う。

#### (2) 改定日

- 第26期（2017年度）総会

#### (3) 主な論点

##### ① 目的

- 同じような内容の表記がある。
- 「高齢期保障」の定義、一般に通用する言葉か
- 他団体との共同のための規定がないなどの検討が必要。

##### ② 構成

- 都道府県団体を超えて直接加入ができるか
- 県域を超えた地域組織の扱い

##### ③ 活動

- この分野わけでいいのか
- 「関係団体」が不明確
- 広報活動の位置付けがない

##### ④ 機関・役員

- 代表委員や運営委員体制が築けていない
- 実態に合わせた組織を作る必要がある

□ 2□ □ □ □ □ の□

(1) 名称を「日本高齢期運動連絡会」に変更します。

(2) 理由

- ① この間日本高齢者運動連絡会の論議の到達から、「高齢者」より「高齢期」の方が運動の本質を表す言葉としてふさわしい。

## 日本高齢期運動連絡会規約

1. 名称

日本高齢期運動連絡会といいます。(Japan Senior Citizens' Council)

2. 事務所

事務所は、東京都中野区中央 5-48-5 シャンボール中野 504 におきます。

3. 目的

高齢者の生活と権利を守り、要求実現を通じて、国民の権利としての高齢期保障確立、地位の向上をめざします。

4. 構成

この会の目的に賛同する、高齢者と高齢期の保障にかかわる中央団体および各都道府県高齢者運動連絡会で構成します。

5. 活動

次の活動を行います。

- (1) 地域要求運動発展への援助と、全国的政策課題実現のための連帯をはかります。
- (2) 日本高齢者大会を企画し、大会成功のために中央実行委員会を結成し、その運営に参加します。
- (3) 関係団体との連携・交流をはかります。
- (4) 調査・研究・学習に取り組みます。また、高齢者運動大学を開催します。
- (5) 情報・資料の収集と提供をします。学習資料、宣伝資料などを出版します。
- (6) 国際的な交流と連帯を取り組みます。

(7) その他、目的達成に必要な活動を行います。

## 6. 機関と役員

次の機関と役員をおき、運営します。

### (1) 機関

#### ① 総会

最高意思決定機関として総会を、年 1 回開き、総括・方針・予算・役員等の重要事項を決めます。総会は、構成団体から選出された代議員によって構成します。

#### ② 代表者会議

総会に次ぐ意思決定機関として代表者会議を置きます。代表委員は、各ブロックから選出された委員および中央団体から選出された委員によって構成します。

#### ③ 運営委員会

総会で選出された運営委員会で構成し、総会決定事項の執行にあたります。

### (2) 役員

#### ① 代表委員

総会で選任された代表委員(数名)は、運動発展のために活動します。

#### ② 運営委員

総会で選出し、総会・代表者会議の決定事項の運営にあたります。

#### ③ 事務局長

総会で選出された事務局長は、事務局を統括し、日常業務を執行します。

事務局長を補佐する事務局次長若干名をおくことができます。

#### ④ 会計監査

総会で選出された会計監査 2 名をおきます。

会計監査は、予算の執行状況・決算などを監査し、総会に報告します。

#### ⑤ 顧問

運動発展のために、総会で顧問を選出することができます。

## 7. 財政

連絡会の財政は、次のとおり賄います。

(1)加盟分担金

分担金は、年間1口3万円とし、応分の負担とします。

(2)活動収入

資料集、小冊子などの発行、研究会・学習会などの行事、その他による収益を  
充当します。

(3)繰入金

日本高齢者大会に関わる経費は、大会財政から繰り入れます。

(4)寄付金

(5)会計年度

4月1日から翌年3月31日の1年間とします。

8. 規約改正・変更

改正・変更は、総会で決定します。

9. 施行

この規約は、1995年6月3日から施行します

一部改正 2007年5月16日

一部改正 2008年5月22日

一部改正 2013年5月16日